

居宅介護支援重要事項説明書

様

医療法人 聖 仁 会

在宅介護支援センター大久保

居宅介護支援重要事項説明

< 2024年 4月 1日現在 >

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 048-854-1249

受付時間 平日 9時～17時・土曜日 9時～12時
12月30日から1月3日及び祝祭日を除く

担当者 管 理 者 朝見 滋
主任介護支援専門員
担当介護支援専門員

2. 事業所の概要

事業所名 医療法人聖仁会在宅介護支援センター大久保

所在地 さいたま市桜区大字上大久保830番地1
西部在宅ケアセンター1F

サービスの種類 居宅介護支援

営業時間 平日 9時～17時・土曜日 9時～12時
12月30日から1月3日及び祝祭日・国民の休日を除く
休業日・営業時間外は、緊急連絡先にご連絡ください。
※緊急連絡先：090-5537-0477

介護保険指定番号 1176500096

サービス提供地域 さいたま市

3. 事業所の職員体制

	資 格	常 勤 専 従	常 勤 兼 務	非常勤 専 従	常勤換算 後 の 数	業 務 内 容
管 理 者	主任介護支 援専門員	名	1名	名	0.8名	管理業務 介護相談
介護支援専門員	介 護 支 援 専門員	4名	2名	名	5.7名	介護相談 ケアプラン作成
事務職員等		1名	名	名	1名	

4. 提供する居宅介護支援サービスの内容等

- ①居宅サービス計画(ケアプラン)の作成
- ②要介護認定等の申請代行
- ③利用者とサービス提供事業者間の調整(サービス担当者会議)
- ④サービス実施状況の把握
- ⑤給付管理業務
- ⑥介護相談等

5. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (5) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- (6) 介護支援専門員は、障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。

6. 料 金

(1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

地域区分 3 級地 単価 : 11.05 円

	基本単位数	基本単価
居宅介護支援費(I) *要介護 1・2	1,086 単位	12,000 円
居宅介護支援費(I) *要介護 3・4・5	1,411 単位	15,591 円
特定事業所集中減算	-200 単位	-2,210 円
初回加算	300 単位	3,315 円
特定事業所加算(I)	519 単位	5,734 円
特定事業所加算(II)	421 単位	4,652 円
特定事業所加算(III)	323 単位	3,569 円
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	1,381 円
特定事業所加算 A	114 単位	1,259 円
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4,420 円
入院時情報連携加算(I)	250 単位	2,762 円
入院時情報連携加算(II)	200 単位	2,210 円
退院・退所加算(I)イ	450 単位	4,972 円
退院・退所加算(I)ロ	600 単位	6,630 円
退院・退所加算(II)イ	600 単位	6,630 円
退院・退所加算(II)ロ	750 単位	8,287 円
退院・退所加算(III)	900 単位	9,945 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,210 円
通院時情報連携加算	50 単位	552 円

(3)交通費

- ・事業の実施区域にお住まいの方は無料です。
- ・それ以外の地域にお住まいの方は、
 - ア.通常の事業の実施区域を越えた地点から、片道 10 km未満 300 円
 - イ.通常の事業の実施区域を越えた地点から、片道 10 km以上 500 円

(4)解約料

- ・利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. 事業所の特色等

(1)運営の方針

- ・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるようにお手伝いします。関係市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携し総合的なサービスの提供に努めます。

(2)その他

事 項	有 無	
介護支援専門員の変更	○	希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法		MDS - HC 方式等
介護支援専門員への研修の実施	○	月 1 回実施しています。

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族等に連絡いたします。

主治医	施設名称		医師氏名	
	連絡先			
ご家族	氏 名			
	連絡先			
市町村	名 称	さいたま市介護保険課	区高齢介護課	
	連絡先	048-829-1264		

9. 秘密保持

- (1)介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2)介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

- (3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

10. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

11. 個人情報保護・相談・要望・苦情窓口

居宅介護支援に関する、個人情報保護・相談・要望・苦情等は、管理者及び主任介護支援専門員までお申し出ください。

電 話 048 - 854 - 1249

受付時間 平 日 9時～17時・土曜日 9時～12時

12月30日から1月3日及び祝祭日を除く

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

さいたま市介護保険課

電 話 048 - 829 - 1264

さいたま市桜区高齢介護課

電 話 048 - 856 - 6177

さいたま市中央区高齢介護課

電 話 048 - 840 - 6067

さいたま市西区高齢介護課

電 話 048 - 620 - 2667

埼玉県国民健康保険団体連合会

電 話 048 - 824 - 2568 (苦情相談専用)

12. 当法人の概要

法人名称	医療法人 聖 仁 会
代表者役職・氏名	理事長 西 村 直 久
所在地	埼玉県さいたま市桜区大字上大久保884番地
電話番号	048 - 854 - 1111

定款の目的に定めた事業

1. 病院経営
2. 訪問看護ステーションの運営
3. 在宅介護支援センターの運営
4. 訪問介護の運営
5. 通所介護の運営
6. さいたま市指定の委託を受けて実施する病児保育事業
7. その他これに付随する業務

年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所 埼玉県さいたま市桜区上大久保884

事業者名称 医療法人 聖 仁 会

代表者職氏名 理事長 西 村 直 久

指 定 番 号 1 1 7 6 5 0 0 0 9 6

事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保830番地1
西部在宅ケアセンター1F

事業所名称 医療法人聖仁会在宅介護支援センター大久保

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者住所

利用者氏名

代理(家族の代表)人住所

代理人(家族の代表)氏名